

使用料等の見直しに伴う利用料金収入への影響額の試算

- 利用料金基準額を見直す指定管理施設77施設(※)を対象に、収入が上がることによる影響額を試算

(※)使用料施設（長崎ブリックホール及び長崎市あぐりの丘）を除く

<試算方法>

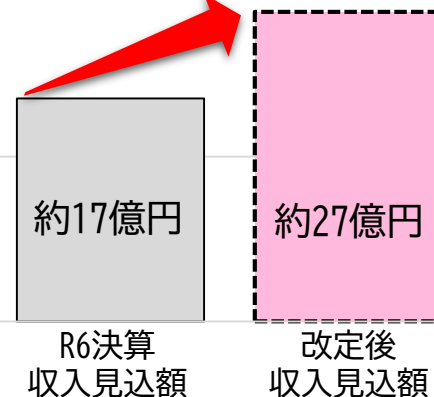
- 基本的に、利用者数及び利用時間はR6実績と同数で試算
- 施設ごとに概ね想定される改定率(※)をR6決算収入見込額に乗じて算出
- 基本的に、改定に伴う費用の増加は見込まず試算

(※)施設ごとに平均改定率や最も収入の大きい改定率などを用いて試算

全体（77施設）の試算

試算では
約10億円の増

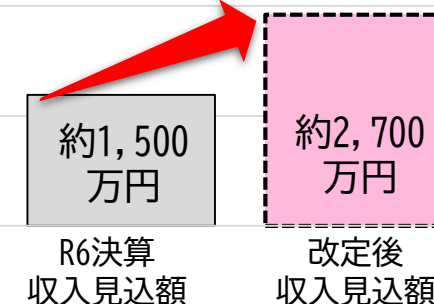
影響額の6割を
グラバー園と出島
で占める



施設数の多いふれあいセンター30施設(※)の試算

試算では
約1,200万円の増

1施設あたり
約40万円の増



(※) R7.4に指定管理者制度を導入した
福田地区ふれあいセンターは除く

使用料等の見直しに伴う指定管理者からの主な意見

1 使用料等の改定について	4 減免などの統一的対応について
- 改定後の金額は妥当と思う。 - 改定についてはやむを得ない。 - 市全体の料金見直しであるため、施設の利用に影響はないと考える。 - 利用者数の減を懸念している。	- 減免の統一化による影響があると回答した指定管理者は、77施設のうち23施設（約30%） 特に、観光施設など一部の入館施設において実施している60歳以上の高齢者に対する減免を廃止した場合の、高齢者の利用者数の減少を懸念している。 - 団体料金廃止により修学旅行者など、利用者の減を懸念している。 - 対象区分の変更による影響を懸念。（無料対象を「3歳未満」から「未就学」まで拡大、「高校生を子ども料金に見直し」）
2 市民への周知について	5 指定管理委託料等について
- 使用料等の改定を市民へも早く周知してほしい。 - 市民への周知は市にも協力してほしい。	- 利用料金が上がることで委託料や固定納付金への影響を懸念している。 - 収入見込み額を下回った場合、コロナ禍に臨時的に行った委託料増などの対応を検討してほしい。 - 見直しは、指定管理者の更新のタイミングに合わせてほしい。 5年間の事業計画・収支計画をたて、固定納付金の提案をするため、指定期間の途中で固定納付金の見直しとなると、運営に影響する。 1年以上前から予約可能なため、実際に影響が出るのは令和9年度となることから、令和9年度の状況も加味してほしい。 - 年度途中で収入見込額の減少が見受けられると判断した場合は、年度途中であっても委託料増などの検討をしてほしい。
3 貸室料金に冷暖房費（現附属設備使用料）を含めることについて	
- これまでは利用料金を抑えるために冷暖房の使用を控える利用者が多かったため、今後利用者から不満の声が予想される。 - 利用者に納得のいく説明ができるよう、市で何らかの対応（QA作成など）をしてほしい。 - 附属設備使用料に冷暖房費の設定が無くなることで、利用料の10割減免対象団体等からの収入がなくなるが、運営費が不足しないか心配。 - 冷暖房の利用が増え、電気代の負担が増えることを懸念している。	